○松江市建築審査会条例

平成17年3月31日 松江市条例第331号 改正 平成17年5月23日条例第389号 平成25年3月18日条例第15号 平成26年3月26日条例第1号

平成28年3月24日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第83条の規定に基づき、松江市建築審査会(以下「審査会」という。)の組 織及び議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

- 第4条 審査会は、会長が招集する。
- 2 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の3日前までに会議の日時、場 所及び付議すべき事件を示して、委員に招集を通知しなければならない。
- 3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、審査会を招集しな ければならない。

- (1) 市長から法の規定による同意を求められたとき。
- (2) 法第94条第1項前段の規定による審査請求があったとき。
- (3) 市長から法第78条第1項の規定による諮問を受けたとき、又は同条第2項の規定による建議をするとき。
- (4) 委員の総数の2分の1以上から審査会に付議する事件を示して招集の請求があったとき。

(議事)

第5条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席した委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは議長の決すると ころによる。

(会議録)

- 第6条 議長は、会議録を作成し、会議の概要を記載しなければならない。
- 2 会議録には、議長及び議長が指名した委員1名が署名押印しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、 審査会の議決を経て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、歴史まちづくり部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査 会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以降最初に開かれる審査会の会議は、第3条第1項の規定に かかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成17年5月23日松江市条例第389号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第15号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日松江市条例第1号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。